

一般廃棄物処理業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23
氏 名 有限会社 健勝重建 代表取締役 相 澤 政 則 様

令和6年12月26日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）、すき取り物（ボサ類）、伐根物
営業所の所在地及び名称	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建	
許可期間	令和7年1月22日から 令和9年1月21日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	豊頃町内全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地12 有限会社 健勝重建 中間処理施設
	その他	関係法令を遵守すること

令和7年1月15日

豊頃町長 按 田 武

